

令和3年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年12月2日(木曜日)午前10時開議

- | | | | |
|--------|---------|--|---------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 那珂川町税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 令和3年度那珂川町一般会計補正予算(第3号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 令和3年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 令和3年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 那珂川町体育施設に係る指定管理者の指定について | (町長提出) |
| 日程第 14 | | 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 | |
| 日程第 15 | 請願第 1号 | 町道谷田・高岡線に関する請願について | (総務産業常任委員長報告) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	加藤啓子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	薄井和夫君
子育て支援課長	板橋文子君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	藤浪京子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、議案第1号 押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。
昨日まで2日間、一般質問で貴重なご提言等を賜りまして、誠にありがとうございます。
本日もよろしく願いいたします。
ただいま上程されました議案第1号 押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。
行政手続のオンライン化については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律により努力義務とされ、新型コロナウイルス感染症等の感染対策や、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、書面主義、押印原則、対面主義からの脱却が求められております。

今回の条例制定は、本町においても、行政手続等の簡素化およびデジタル化に向けた取組の一環として、那珂川町押印見直し方針により押印の見直しを行った結果、関係条例の整備が必要となったことから本条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

第1条は、那珂川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、那珂川町固定資産評価審査委員会条例第4条第4項を削除し、審査申出書の審査申出人等の押印を廃止するものです。

第7条第3項については、調書への委員及び書記の署名押印を廃止するものです。

第8条第5項については、口述書の提出者の署名押印を廃止するものです。同じく第8項については、調書への委員及び書記の署名押印を廃止するものです。

第9条第2項及び第12条第2項については、調書への委員及び書記の署名押印を廃止するものです。

次に、第2条は、那珂川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正で、様式第1号及び第2号中の押印を廃止するものです。

第3条は、那珂川町教育職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正で、別記様式中の押印を廃止するものです。

第4条は、那珂川町火入れに関する条例の一部改正で、様式第1号中の押印を廃止するものです。

第5条は、那珂川町営温泉源泉施設条例の一部改正で、別記様式中の押印を廃止するものです。

第6条は那珂川町公園管理及び使用に関する条例の一部改正で、別記様式中の押印を廃止するものです。

附則は、施行期日を公布の日からと定めたものです。

参考資料1につきましては、それぞれの新旧対照表となっております。

続きまして、参考資料2、7ページをご覧ください。

押印の見直し結果についてですが、1、見直しの内容をご覧ください。

押印見直し方針により見直した結果、現在、条例、規則、要綱等で押印を求めている手続

929件のうち、押印を廃止する手続は735件で全体の79.1%、押印を継続する手続は194件で全体の20.9%となりました。

今回条例改正する手続については、押印を廃止する手続の署名600件中の5件、記名135件中の7件でありまして、この12件については、条例において押印等の記載があり、改正が必要とされたものであります。

2、押印を廃止する例規については、那珂川町規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則に定める規程等一覧表に記載するものとしております。

今回改正する条例以外の規則等については、那珂川町規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則、これを制定し、その中で別に定める規則等として、それぞれの規則等の規定にかかわらず押印を要しないものとして一括処理いたします。

3、その他でございますが、押印廃止については、ホームページ等で周知するとともに、令和4年1月には移行できるよう進めております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、議案第2号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年3月31日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び関係政令、省令等が公布され、本年4月1日から施行されました。特措法第8条の規定により、過疎地域である当町においては、持続的発展方針に基づき過疎地域持続的発展計画を策定し、前期9月定例会において計画の議決をいただきました。

今回の条例制定につきましては、特措法に基づき、当町が定めた計画において産業振興促進地域内で振興すべき業種として定められた製造業者等に対して、固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとしたものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定概要により説明いたします。

1の制定理由ですが、先ほど町長が提案の理由を述べたとおりでございます。

2の制定する条例名は、那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例です。

3の制定する条例の概要について説明いたします。

第1条は趣旨でありまして、那珂川町が定めた過疎地域持続的発展計画において産業振興促進区域内で振興すべき業種として定められた製造業者等に対して、固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとしたものです。

第2条は、課税免除についてで、令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進地域内において振興すべき製造業や情報サービス業等の業種における家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地について、それぞれ課税免除するものです。

課税免除の範囲としましては、製造業または旅館業における固定資産税課税免除額は、取得価格合計額が500万円以上の資産であり、その中で、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人の場合は取得価格合計額が1,000万円以上の資産、資本金の額等が1億円を超える法人の場合は取得価格合計額が2,000万円以上の資産です。また、情報サービス業等または農林水産物等販売業の場合は、取得価格合計額500万円以上の資産となります。

第3条は、課税免除の期間で、当該資産については新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度とするものです。

第4条は課税免除の申請について、第5条は課税免除の取消しについて、第6条は委任について、それぞれ定めています。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 令和3年4月1日からということなので、その対象事業者数と課税免除額、予定免除額ですかね、をお知らせいただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） 事業者数については、青色申告を行っています法人という形になっております。それと、今回の事業者でございますが、事業者のほかに、旅館業とか農林水産業とか、そういった方の青色申告をやっている方も対象となっておりますので、ちょっと全体的には数はまだ捉えてございません。

それと、免除額につきましても、4月1日以降に取得した物件が対象となりますので、まだ申告を受け付けておりませんので、まだその詳しい内容についてはお知らせはできないと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、議案第3号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日に施行されました。

今回の改正は、施行期日が令和4年1月1日以降の条例について一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、寄附金税額控除及び医療費控除の特例など、住民税における改正となっております。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町税条例の一部を改正する条例の概要により説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、施行期日が令和4年1月1日以降となる税条例の一部を改正するものです。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例（平成17年那珂川町条例第56号）でございます。次に、3の改正内容について説明いたします。

今回は、施行期日が異なる2条立てとなっております。初めに、令和4年1月1日が施行期日となる1条関係について説明いたします。

第34条の7第1項は、寄附金税額控除についてで、国税の改正に伴い、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直すものでございます。

次に、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてで、法附則第4条の4第3項の改正により、健康の保持及び疾病の予防として一定の取組を行い、そのために支払った特定の医薬品の購入費を医療費控除の対象とするいわゆるセルフメディケーション税制を、令和4年度までとしたものを令和9年度まで延長するものです。

次に、令和6年1月1日が施行期日となる2条関係について説明いたします。

第24条第2項は、個人の町民税の非課税の範囲で、地方税法施行令第47条の3の改正に伴い、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直すもので、扶養親族の取扱いについては年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとしたものです。

第36条の3の3第1項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についてで、法第317条の3の3第1項の改正により、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いを見直しするもので、扶養親族の取扱いについては年齢16歳未満の者に限るとしたものです。

附則第5条第1項は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で、法附則第3条の3第4項の改正により、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直すもので、扶養親族の取扱いについては年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとしたものでござ

います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、議案第4号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、国におきまして出産育児一時

金の給付額の引上げを内容とする健康保険法施行令の一部改正が行われ、令和4年1月1日から施行されることとなったことから、本条例について所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料の那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正概要をご覧ください。

1の改正の理由ですが、先ほど町長が提案理由を述べたとおりでございます。

産科医療補償制度は、分娩の際の補償制度として平成21年1月から導入されたものであります。

2の産科医療補償制度の申請要件の改正概要のとおり、分娩の際の補償制度として令和4年1月から申請要件が緩和され、掛金が1分娩につき「1万6,000円」から「1万2,000円」に減額になります。

3の条例の改正内容であります。保険給付においては、1分娩につき、出産育児一時金40万4,000円に産科医療補償制度掛金相当額の1万6,000円を加算した42万円を上限として支給されております。

今回改正いたします第8条の1点目は、出産育児一時金を「40万4,000円」から「40万8,000円」に引き上げるもので、2点目は、加算の上限額1万6,000円を改正後の産科医療補償制度掛金相当額の1万2,000円とするものです。

4の施行期日につきましては、令和4年1月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、議案第5号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことにより、那珂川町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料の国民健康保険税条例の一部改正の概要をご覧ください。

1ページ1の改正理由ですが、先ほど町長が提案理由を述べたとおりでございます。

2の改正内容の表をご覧ください。

第3条、第5条、第6条につきましては、健康保険法施行令の一部改正により規定を明確化するため、本則の規定を整備するものであります。なお、第6条は引用条文を整備するものです。

第7条は、不要な規定を削除するものです。

第18条は、法律、政令改正に合わせて所要の規定を整備するものであります。

第26条の1点目は、法律、政令の改正に合わせて所要の規定を整備するもので、2点目は、法第703条の5を法第703条の5第1項に改めるものです。

未就学児の被保険者均等割額の減額について、健康保険法等の一部改正による法規定の新設に合わせて規定を加えるものであります。

2ページをご覧ください。

2ページから3ページに記載しています第26条の2と附則第4項から第6項、附則第8項から第15項につきましては、法改正に伴い所要の規定を整備するものであります。

参考資料の4ページをご覧ください。

3の未就学児の被保険者均等割額の減額についてをご覧ください。

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる未就学児の被保険者に係る均等割額を軽減する規定を新設するものです。

表をご覧ください。

未就学児の均等割額については、左側の項目にありますように、医療給付費分と後期高齢者支援分の2項目が該当になります。

区分アからウまでは、低所得者保険料軽減制度の適用がある場合で、改正後は現行の軽減額からさらに5割軽減となり、太線内の減額後均等割額となります。区分エは、アからウ以外の被保険者である未就学児が対象となります。

4の国民健康保険法改正施行関係は、主な政省令で施行されます子どもの均等割の減額賦課関係及び公費の支援額の算定関係の事項となります。

施行日につきましては公布の日からといたします。

未就学児の被保険者均等割額の減額についての施行については令和4年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 今回、国が未就学児の均等割を半額にするという方針を出したその理由、背景についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の改正は、先ほど説明させていただいたとおり、国が全世代型社会保障改革の方針に基づいて全ての世帯で広く安心を支えていく保障制度を構築するために、未就学児の均等割額の減額をするものです。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 国民健康保険にだけある均等割、これについてはもうずっと前からいろいろ問題にされてきました。子どもが増えれば増えるほど保険税が上がると、こういう均等割をどうにかしてほしいという声がたくさん上がっています。

それで、今回の方針なんですけれども、未就学児の均等割を半額にするという、初めて均等割にメスを入れたということは言えると思いますが、これが均等割をなくす方向の第一歩、つまり、これから先、さらに均等割をなくす方向で進めると考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） そのような方向でいくかどうかは町の段階で議論することではないと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 全国知事会、栃木県の福田知事が会長だったときも、この均等割については全て国の責任でなくしてほしいと要求していました。それについて町としてはどんな見解でしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町としても当然同じような見解でございます。ただし、これにつきましては国の決めたことでございますので、それについては何も申し上げることはございません。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 対象の被保険者世帯数をそれぞれ教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） ただいまの質問にお答えいたします。

被保険者の中から令和4年4月1日現在の未就学児を抽出しますと、人数としましては合計で51人になります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第6、議案第6号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決について、日程第7、議案第7号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第8、議案第8号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第9、議案第9号 令和3年度那珂

川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第10、議案第10号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第11、議案第11号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第12号 令和3年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号から議案第12号、令和3年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算編成後の人事異動による職員人件費の増減のほか、新型コロナウイルスの影響による国の経済対策として子育て世帯に対する臨時給付金や、3回目のワクチン接種に係る費用、売上げが減少した中小企業等及び交通事業者への支援交付金などを計上するものであります。

その補正額は2億3,100万円となり、補正後の予算総額は93億5,900万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、国の経済対策による子育て世帯臨時給付金のほか、介護福祉施設等整備事業費など、1億511万8,000円を計上いたしました。

第2は商工費で、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した中小企業及び個人事業主に支援交付金を交付するほか、道の駅ばとうの駐車場増設に係る土地購入費など、5,149万4,000円を計上しました。

第3は教育費で、馬頭東小学校及び小川小学校の施設改修工事費のほか、広重美術館の屋外照明改修工事費など、1,937万2,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、繰入金を減額し、国・県支出金、町債のほか繰越金を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、被保険者保険税還付金に200万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は21億2,400万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、健診事業費及び保険料還付金に50万円を計上するもので、その財源は繰入金及び諸収入を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は2億1,450万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、職員人件費は減額し、介護予防サービス給付費、被保険者還付金を増額するもので、その財源は国・県支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金を充てることといたしました。その結果、補正額は270万円の増額となり、補正後の予算総額は19億8,630万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は、職員人件費のほか、総務管理費、施設管理費及び公債費に850万円を計上するもので、その財源は繰入金及び繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は3億2,750万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。今回の補正は、施設管理費に220万円を計上するもので、その財源は繰入金及び繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は4,820万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。職員人件費に100万円を計上するもので、その財源につきましてもは当年度純利益を充てることといたしました。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正であります。1、追加につきましては、観光施設整備事業債で、道の駅ばとうの駐車場増設に係るもので、1,100万円を追加するものであります。

2、変更につきましては、臨時財政対策債で、発行限度額の確定に伴い、限度額2億円に9,029万3,000円を追加して、限度額を2億9,029万3,000円にするものであります。

続きまして、9ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は356万3,000円の増で、障害者自立支援事業費75万円は障害者補装具費助成に係るもの、子どものための教育・保育給付費281万3,000円は施設型給付費に係るもの。

2目衛生費国庫負担金の補正額は390万円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は3回目のワクチン接種事業費であります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は1,685万9,000円の増で、事業者支援に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。

2目民生費国庫補助金の補正額は9,831万5,000円の増で、1節社会福祉費補助金1,317万5,000円は、日常生活用具給付のための地域生活支援事業費25万円、高齢者グループホーム等の改修支援に係る福祉空間施設整備交付金1,292万5,000円、2節児童福祉費補助金8,514万円は、国の経済対策により子育て世帯に5万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金事業費8,360万円、児童手当制度改正に伴うシステム改修に係る子ども・子育て支援事業費154万円。

3目衛生費国庫補助金の補正額は445万4,000円の増で、感染症予防事業費80万6,000円は、健診結果の利活用に向けたシステム改修費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費364万8,000円は、3回目のワクチン接種事業費。

5目教育費国庫補助金の補正額は140万円の増で、広重美術館の照明改修工事に係る観光拠点再生計画事業費であります。

3項2目民生費委託金の補正額は33万円の増で、基礎年金等事務費交付金は、国民年金法規則改正に伴うシステム改修費であります。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は156万4,000円の増で、障害者自立支援事業費37万5,000円は障害者補装具費の助成に係るもの。

10ページに続きます。

子どものための教育・保育給付費118万9,000円は施設型給付費に係るものであります。

2項1目総務費県補助金の補正額は20万円の増で、お試しサテライトオフィス設置事業費はお試しサテライトオフィス設置に係るもの。

2目民生費県補助金の補正額は12万5,000円の増で、障害者地域生活支援事業費は日常生活用具給付費。

3目衛生費県補助金の補正額は572万2,000円の増で、ワクチン接種医療従事者派遣事業費は3回目のワクチン接種事業費。

4目農林水産業費県補助金の補正額は334万1,000円の増で、魅力ある中山間地域づくり事業費200万円は中山間地域活性化協議会への補助に係るもの。農地中間管理事業費134万1,000円は農地集積協力金に係るものであります。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は9,000万円の減で、歳入状況を精査し繰入金を減額するものであります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は7,993万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

22款町債、1項5目臨時財政対策債の補正額は9,029万3,000円の増で、発行限度額の確定によるもの。

6目商工債の補正額は1,100万円の増で、道の駅ばとうの駐車場増設に係る観光施設整備事業債であります。

12ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は129万8,000円の増で、職員人件費99万8,000円は、当初予算編成後の人事異動による給与、職員手当、共済費の増。総務管理費30万円は、地方公務員の定年引上げに伴う例規等の整備委託料であります。

なお、職員人件費の補正につきましては、いずれも当初予算編成後の人事異動による給与、職員手当、共済費の増減でありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

2目文書広報費の補正額は298万円の増で、文書費100万円は、新型コロナウイルスの影響による郵便物の増により通信運搬費を増額するもの。広報費198万円は、ホームページサーバー更新に伴うクラウド移行業務委託料。

3目会計管理費の補正額は41万円の増で、職員人件費を増額するもの。

6目公共交通確保対策事業費の補正額は100万円の増で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した交通事業者に対し、運行の継続を支援する交付金であります。

2項1目企画総務費の補正額は34万1,000円の増で、職員人件費321万円を減額するほか、情報システム管理費355万1,000円は、県セキュリティクラウドファイアウォール構築業務委託料及び情報系システム再構築延長に伴うリース料の減。

13ページに続きます。

2目まちづくり費の補正額は141万円の増で、移住定住促進事業費は、お試しサテライトオフィス整備における高速通信環境整備工事費のほか、机・椅子などの備品購入費であります。

3項1目税務総務費の補正額は52万8,000円の減で、職員人件費82万円を減額するほか、税務総務諸費29万2,000円は、産休代替の会計年度任用職員雇用に伴う報酬及び旅費であります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は250万円の減で、職員人件費の減額によるものがあります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は967万1,000円の減で、健康福祉課の職員人件費720万円の減。

14ページに続きます。

介護保険分の職員人件費275万円の減額のほか、後期高齢者医療費27万9,000円は、人間ドック受診者の増による後期高齢者医療特別会計への繰出金。

2目障害者福祉費の補正額は200万円の増で、障害者地域生活支援事業費50万円及び障害者補装具費150万円は、申請件数の増加により助成額を増額するもの。

3目老人福祉費の補正額は1,318万7,000円の増で、介護保険特別会計繰出金26万2,000円は、介護予防サービス給付費の増に伴い繰出金を増額するもの、介護福祉施設等整備事業費1,292万5,000円は、非常用自家発電設備を導入する福祉施設を支援する地域介護・福祉空間整備等補助金。

5目国民年金事務費の補正額は33万円の増で、国民年金諸費は、国民年金法規則改正に伴うシステム改修委託料であります。

2項1目児童福祉総務費の補正額は971万3,000円の増で、職員人件費の増額によるもの。

2目認定こども園費の補正額は126万円の増で、職員人件費16万4,000円を減額するほか、なかのこ認定こども園費45万6,000円は閉園記念事業費委託料、ひばり認定こども園費96万8,000円は物置設置工事及び布団棚等の物品購入費を増額するもの。

15ページに続きます。

3目児童措置費の補正額は8,829万9,000円の増で、子育て支援センターの職員人件費593万9,000円を減額するほか、児童手当支給事業費154万円は児童手当制度改正に伴うシステム改修業務委託料、放課後児童クラブ運営事業費129万2,000円は小川放課後児童クラブの窓ガラス修繕料及び床張りかえ工事費、子育て世帯臨時特別給付金事業費8,360万円は、国の経済対策により子育て世帯に対し子供1人当たり5万円を給付するもので、1,620人分の給付金。児童措置諸費780万6,000円は、町外の保育園等に通う子供の増に伴う施設型給付費負担金の増額のほか、子ども・子育て支援交付金の確定による過年度返納金であります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は334万5,000円の減で、職員人件費230万円の減額及び国保分の職員人件費104万5,000円の減額。

2目予防費の補正額は1,327万円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、3

回目のワクチン接種に係る集団接種の報償費及び個別接種の業務委託料。

16ページに続きます。

3目健康増進費の補正額は187万円の増で、健康増進事業費は、健診結果利活用整備に係るシステム改修業務委託料。

4目環境衛生費の補正額は424万4,000円の減で、職員人件費の減額であります。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は61万8,000円の減で、職員人件費を561万8,000円減額するほか、農業総務諸費500万円は、和見集会所解体工事においてアスベストの含有が確認されたことによる工事費の増。

3目農業振興費の補正額は918万1,000円の増で、農業振興諸費は、農地の維持保全等に必要な機械を導入する魅力ある中山間地域づくり事業の補助金のほか、農地貸手に交付する機構集積協力金。

5目農地費の補正額は98万円の増で、農業集落排水事業特別会計繰出金7万6,000円は施設管理費の増に伴う繰出金の増額、町単農村振興事業費70万円は、小川地区、三輪地区、片平地区の水路等整備事業への補助金。農地諸費20万4,000円は、県営西ノ原用水頭首工改修事業費の確定による負担金であります。

17ページに入ります。

2項1目林業総務費の補正額は130万円の増で、林業総務諸費は、八溝県立自然公園内恩田地内遊歩道の柵設置工事費。

2目林業振興費の補正額は370万円の増で、木材需要拡大事業費は、木材需要拡大事業費補助金の申請者増に伴う補助金の増額であります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は40万円の減で、職員人件費の減額によるもの。

2目商工業振興費の補正額は3,240万6,000円の増で、商工業振興費2,750万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した中小企業及び個人事業主に対し経営を支援する交付金、企業誘致推進費490万6,000円は、資産の移動等により企業立地奨励金の額が確定したもの。

3目観光費の補正額は1,948万8,000円の増で、観光施設管理費は、まほろばの湯ろ過機交換工事及びゆりがねの湯排水管敷設替え工事のほか、道の駅ばとう駐車場増設に係る土地購入費及び立木補償費であります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は37万円の増で、職員人件費を増額するもの。

2目地籍調査費の補正額は16万円の減で、職員人件費の減額によるものであります。

18ページに入ります。

2項2目道路維持費の補正額は80万円の増で、町道維持補修費は、小口地区、大内地区の道普請事業の増によるものであります。

3項1目砂防費の補正額は1,683万5,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は県が実施する工事に対する町負担金であります。

4項3目下水道費の補正額は48万6,000円の増で、施設管理費の増に伴う公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

8款消防費、1項3目消防施設費の補正額は163万円の増で、消防施設整備事業費は、小砂地区消防車庫解体工事においてアスベストの含有が確認されたことによる工事費の増分。

5目災害対策費の補正額は165万円の増で、指定緊急避難所標識設置工事費であります。

19ページに入ります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は1,036万3,000円の増で、職員人件費の増額によるものであります。

2項3目学校施設整備費の補正額は264万4,000円の増で、馬頭東小学校施設整備費184万4,000円は、トイレ修繕及び保健室エアコン改修のほか校舎屋根改修工事費、小川小学校施設整備費80万円は屋根改修工事費であります。

4項1目社会教育総務費の補正額は197万7,000円の増で、職員人件費168万円のほか、社会教育推進費29万7,000円は、成人式における新型コロナウイルス感染症対策として成人者及び関係者の抗原検査キットを購入するもの。

2目公民館費の補正額は112万円の増で、公民館活動費13万円は、大山田上郷自治公民館の屋根改修補助金、小川公民館費99万円は大会議室の暖房器具購入費。

5目美術館費の補正額は295万円の増で、職員人件費15万円のほか、美術館管理運営費280万円は広重美術館の屋外照明改修工事費。

6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は27万円の減で、職員人件費の減額によるものであります。

20ページに入ります。

5項1目保健体育総務費の補正額は63万7,000円の減で、職員人件費の減額によるもの。

3目給食センター費の補正額は122万5,000円の増で、職員人件費4万円の減額のほか、学校給食センター管理運営費126万5,000円は、給食センターボイラー室内の煙道改修工事費であります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は90万円の増で、令和3年7月の豪雨により発生した農地等の災害6件分の町単独災害復旧補助金であります。

2項1目公共土木施設災害復旧費の補正額は600万円の増で、令和2年10月の豪雨及び令和3年7月の豪雨により発生した普通河川の災害3件分の復旧工事費であります。

22ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 説明の途中でありますが、ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） 国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は200万円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に移ります。

8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の補正額は200万円の増で、一般被保険者に係る国民健康保険税の還付金の増によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は27万9,000円の増で、後期高齢者健診事業に係る繰入金であります。

5款諸収入、2項1目保険料還付金の補正額は12万5,000円の増で、歳出還付補填金であります。

3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は9万6,000円の増で、後期高齢者健診事業

に係る負担金であります。

8 ページ、歳出に移ります。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は37万5,000円の増で、後期高齢者の人間ドックに係る補助金の増によるものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金の補正額は12万5,000円の増で、後期高齢者医療被保険者に係る保険料の還付金の増によるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

7 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は46万円の増、2 項 1 目調整交付金の補正額は14万2,000円の増で、地域密着型介護予防サービス給付費の補正に係る負担割合分の増額であります。

2 項 3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は5万円の減で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の職員人件費の補正に係る減額であります。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は62万1,000円の増。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は28万7,000円の増で、地域密着型介護予防サービス給付費の補正に係る負担割合分の増額であります。

2 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は2万5,000円の減で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の職員人件費の補正に係る減額であります。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は28万7,000円の増で、地域密着型介護予防サービス給付費の補正に係る町負担分の増額であります。

1 項 3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は2万5,000円の減で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の職員人件費の補正に係る減額であります。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は100万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に移ります。

2 款保険給付費、2 項 3 目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は230万円の増で、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者増による増額であります。

3 款地域支援事業費、3 項 3 目包括的・継続的ケアマネジメント事業費の補正額は12万8,000円の減で、職員の人事異動による職員人件費の減額によるものであります。

8 款諸支出金、1 項 1 目第 1 号被保険者還付金の補正額は52万8,000円の増で、還付対象者及び還付金の増による増額であります。

10ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は48万6,000円の増で、工事費の増額によるものです。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は801万4,000円の増で、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 1 目総務管理費の補正額は 6 万9,000円の増で、消費税納付額確定によるものです。

1 項 2 目施設管理費の補正額は764万7,000円の増で、職員人件費414万1,000円は人事異動によるもの、施設管理費350万6,000円は田町地内公共ます設置に要する工事費です。

2 款公債費、1 項 1 目元金の補正額は78万4,000円の増で、令和 2 年度企業債借入れにより償還元金が増額となったものです。

9 ページからは給与費明細書となりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は 7 万6,000円の増で、工事費の増額によるものです。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は212万4,000円の増で、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業費、2 項 1 目施設管理費の補正額は220万円の増で、マンホール鉄蓋の経年劣化に伴う交換工事を行うものであります。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書 3 ページをご覧ください。

補正予算実施計画により申し上げます。

収益的収入及び支出の支出であります。1 款水道事業費用、1 項 4 目総係費の補正額は100万円の増で、人事異動に伴う人件費の増によるものです。

支出の増額に伴う収入については、純利益を100万円減額とする予算としました。

4 ページはキャッシュフロー計算書、5 ページからは給与費明細書となりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

11番、小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 一般会計補正予算の16ページ、1 項 3 目農業振興費918万1,000円ですか、これを具体的にお知らせ願います。

次に、17ページ、2 項 2 目林業振興費、木材需要拡大事業費370万とあります。これ、八溝材の補助金、交付金だと思いますけれども、この370万、4 棟分と聞いております。それで、1 棟当たり幾らくらいの補助金が出ているんでしょうか。これは、いろいろな要綱がありまして、子どもがいる場合とか、あと地元業者とか、いろいろ変わってくると思うんですけども、この4 棟については幾らくらいになっているんでしょうか。

それとあと、要綱の中で、木材納入業者による出荷証明書というのが必要だと思います。

これは、町内ではなくて例えば町外、それから県外あたりの納入業者であっても、建設業者が地元であればいいのか、これについてお願いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ただいまのご質問にお答え

をいたします。

農業振興費918万1,000円の内訳でございますが、1件目が、農地中間管理機構を通しました指定の集積協力金といたしまして134万1,000円、次に、魅力ある中山間地域づくり事業補助金、これにつきましては町の中山間活性化協議会への補助金200万、内容につきましては、米のブランド化を進めるための機材等の導入に係るものでございます。続きまして、農作業受託組織等体制整備支援事業費の補助金、2団体への補助金を合計いたしまして534万円でございます。

もう1件が、農業後継者育成支援事業費補助金でございますが、認定農業者への、後継者となられたときに出す支援金ということで50万円。合わせまして918万1,000円という額になってございます。

続きまして、林業振興費、木材需要拡大事業についてでございますが、今回補正を取らせていただきました件数につきましては4件でございます。その内訳ということでございますが、木材需要の補助金につきましては、基本部分ということで、八溝材を木材使用量のうち60%以上使っているということが条件になってございまして、木材使用、その条件に合致をしまして、基本的には延べ床面積、平米当たり2,000円を掛けるというようなことで、基本部分がでる内容でございます。

プラス、先ほど議員もおっしゃっていましたが、加算部分ですね、地元業者であったり、移住者であったり、土地購入の場合と、また、18歳以下のお子さんがいらっしゃる家庭につきまして1人当たり30万円ということで、上限が4人までというような内容になってございまして、今回の4件につきましては、2件が110万円というようなことで、基本部分と業者への加算、また、お子さんがお一人いるというような内容でございます。もう1件につきましては、基本部分と加算部分ということで70万円と80万円、合わせて4件という形になってございます。

2点目の出荷業者についてでございますが、八溝材ということの定義でございますが、町内で生産された木材または町内の業者が取り扱った八溝材というような定義となつてございまして、現在のその補助事業に関わる木材の流れにつきましては、町内の業者が出荷証明の出せる問屋から原木をご購入しまして、製材をし、建設業者のほうに納入するというような流れとなっております。

現在、原木を購入している問屋につきましては、町内の問屋、今まで3年間で3社程度との取引をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 振興費のほうで、先ほど中山間事業で米のブランド化ということで予算を取ったということなんですけれども、これは、具体的にどんなようなことをブランド化に対してやったのか、具体的にお知らせいただきたいと思います。

それとあと、八溝材の補助金なんですけれども、2件に110万。これは子どもがいる家庭だとは思うんですけれども、このように有利な住宅に対しての補助金を出しているということに対しては、これから子育て住宅を造るということに対してはすばらしい補助金制度だと思っております。その中で、先ほどちょっと聞いたんですけれども、町外で取れた木材と町外から扱った木材、同じようなことが言われていますけれども、今現在で町外と町内ではどのくらいの割合になっているのでしょうか。もし分かったらそれをお知らせ願いたいと思います。

それとあと、これはすばらしい、町長もやっているように新しい、Uターンではこれは駄目だと思うんですけれども、Iターンの場合は、この新しい住宅を建てる、土地を購入する、そういうことについて100万という土地購入費もついているわけですから、これを大きくPRして、これから、この那珂川町にはこの木材助成金があるという、これを大々的にPRしたほうがいいと思いますけれども、この点についてはどうお考えでしょう。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

1点目の米のブランド化でございますが、現在、中山間地域活性化協議会のほうで先進地視察をしたり、いろいろ関係機関を交えまして検討しているところでございます。

今回の200万円の内容でございますが、機械等の購入ということで、米の食味の分析計であったり、精米機と色彩選別機などを購入するというような内容でございます。今後どのように販売していくとか、そういう部分については活性化協議会の中で協議をして進めていくという内容でございます。

続きまして、八溝材の内容でございますが、出荷証明の出ている問屋さんの中で町内なのか町外なのかという部分なんです、一応、その辺の内訳についてはちょっと確認させていただきたいと考えております。

また、この有利な補助制度についてのPRにつきましては、町内の金融機関等が住宅ロー

ンの相談会等を開いているところに町も出席させていただいて、PRをしているところでございます。

今後につきましては、移住定住とも関わりがありますので、そちらのものとも連携を図りつつ、いろいろな有利な制度等のPRをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 17ページの商工費です。商工業振興費2,750万円の中身というのは持続化給付金の第2弾だという説明がありました。昨年度も持続化給付金ということで交付しているわけですけれども、昨年度の場合は、10%以上の収入減の業者と、それから30%以上50%未満ということで2段階でやったわけですけれども、その昨年度の交付人数と、それから今年度、コロナ禍で業者の状況はどうなっていると考えているか、その辺のところをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

商工業振興費の今回の2,750万円、昨年度実施をいたしました中小企業等支援交付金の第2弾ということでやらせていただくわけなんですけど、大変申し訳ありませんが、ちょっと第1弾の実績等、手元にございませんで、確認をさせていただきたいと思っております。

それと、今回の2,700万円の内訳でございますが、一応、第1回目を踏まえまして、基本的には町内の商工業の業者数、また、今まで国・県等の貸付けの申込み等をいただいている業者数をその割合で算定してございます。それが正確かどうかというのはちょっと分からないところなんですけど、そのようなことで予測をさせていただいて今回の金額となったところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 今回は収入減が20%以上ということになっていますね。去年は10%以上という項目がありました。そういうふうにはハードルが高くなったわけですね。そういうふうにはハードルを高くしたというのは何か根拠があるんですか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ただいまのご質問の根拠ということでございますが、その辺につきましては、ちょっと明確な根拠はございませんが、20%以上という収入減というのはかなり経営に影響があると町として考えているところでございます。また、国・県等で給付金制度をやっているところでございまして、それが30%以上ということでやっているところでございます。町といたしましては、20%を超えるというようなことで少し横出しをさせていただいて、広く業者を支援するという形で設定をさせていただいたところです。また、県内の市町の状況等も参考にさせていただいたところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 国の給付事業に町がプラスして給付を行う。それは私はいいことだと思います。ですが、去年10%以上の減額に対して給付したのに今年度は20%ということでは、説明がつかないのではないかとというふうに思うんですが、やはり根拠を示さないと、去年もらったのに何で今年はもらえないんだと。今年になって営業の成績がよくなったということが一般的にあればまた別かなとも思うんですけれども、そうではないという状況が私は続いていると思うんです。ですから、20%に引き上げたという根拠をしっかりと説明しないと町民の方は納得できないのではないかと、私はそう思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 先ほど答弁させていただいた内容で事業者の皆さんにはご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 2点ほどお伺いいたします。

一般会計14ページ、3款民生費の1項3目、介護福祉施設等整備事業費1,292万5,000円とあります。歳入のほうの説明でグループホームの改修という説明もありました。非常用自家発電のための事業かと思えますけれども、対象となる事業者の方は1つの施設なのか、あるいは複数の施設なのかをお伺いしたいと思います。

それからもう1点、一般会計17ページになります。5款農林水産業費、2項林業費の中の先ほど小川議員からもご質問があった点なんですけれども、木材需要拡大事業費について、今、小川議員の質問にもありました4件ということだったんですけれども、これは全て町内

からの移動なのか、それとも町外から入ってこられた方がいらっしゃるのか、内訳を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） それではご質問にお答えします。

介護福祉施設等整備事業費でございますが、こちらは非常用自家発電の設置ということで、グループホームが1つ、それからもう1つの施設ということで、2つの施設にそれぞれ600数十万円という形を出しているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 木材需要拡大事業の4件のうち、町外から転入されるというのは1件でございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 町外から1件、残りが町内からの、新築で建てて移動ということになるかと思えます。やはりこの町外から1件来ていただいたのもすごく大切だと思うんですけども、町内の方が3件建ててくださったということになりますので、こういった補助金が町にとどまるための有利な補助金となっていることが証明されているのかなと思えますので、先ほど小川議員もおっしゃっておられましたけれども、これからも有利に活用していただけるように普及のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては反対する会計名をお示してください。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第6号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 令和3年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第13、議案第13号 那珂川町体育施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町体育施設に係る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和4年度に開業予定の那珂川町屋内水泳場及び那珂川町小川庭球場について、民間事業者の専門性や創意工夫を生かすことにより、住民サービスの向上と経費の削減を図るとともに効率的かつ効果的な運営を図るため、株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、那珂川町屋内水泳場及び那珂川町小川庭球場です。

指定管理者は、東京都江東区大島一丁目9番8号、株式会社フクシ・エンタープライズ、

代表取締役、福士 昌です。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

参考資料をご覧ください。

1、管理を行わせる施設の概要の（2）施設の概要は、那珂川町屋内水泳場と那珂川町小川庭球場の所在や開館年月、面積や建物構造など、施設の概要と施設の主な内容でありますので、ご覧ください。

次のページに移ります。

2、指定管理者が行う業務の範囲ですが、那珂川町体育施設条例第14条第1項に規定する業務で、具体的には、（1）体育施設の利用の許可及びその制限に関する業務、（2）体育施設の使用料の徴収、減免及び還付に関する業務、（3）体育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務、（4）前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要とする業務としております。

3、指定管理料は、5年間の限度額を2億6,000万円と設定し、今回、株式会社フクシ・エンタープライズから2億4,700万円の提案がありましたので、今後、この額を基に、予算の範囲内で年度協定により指定管理料を決定することとなります。

4、候補者選定経緯ですが、募集の方法は、一般公募により、9月8日から9月30日まで募集要項の配布を行いました。9月22日には現地説明会を行い、10社の参加がありました。9月24日から9月30日までの間、質問を受け付け、10月6日に回答いたしました。10月18日から10月22日の期間で応募書類の提出を受け付け、3事業者から申請がありました。

選定に当たりましては、那珂川町生涯学習施設指定管理者選定委員会を開催しました。第1回は、11月2日に開催し、申請事業者からプレゼンテーションと選定委員によるヒアリングを行いました。そして、11月5日の第2回選定委員会において、株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定の理由は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例に定める基準及び募集要項に定める応募資格を満たしていること。

また、選定委員会が定める審査基準に基づき審査を行った結果、応募事業者の中でも最も優れた提案であったことであります。

なお、審査の状況は、選定委員会の全委員の評価が同社に最も高い点数となっております。

このようなことから、選定委員会の結果を踏まえ、同社を指定管理者に選定したものであ

ります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 全員協議会でも質問しましたがけれども、町が9月議会で提示したプールの料金ですね。これは、大田原にあるプールに比べたら高いということで、論議の結果、限度額で最終的には指定業者と話し合っただけというふうになっているということでしたけれども、下がることもあり得るのかという質問に対して、明確な回答はありませんでした。

私はやはり、料金をほかの近隣に比べて上げるのではなくて、少なくとも同等に抑えるということであくさんの方に来てもらうということを図ったほうがいいのではないかとこのように思います。町の姿勢が、料金を下げようという思惑というか、そういう考えが伝わってきませんでしたので、これを反対理由の一つにしました。

もう一つは、このフクシ・エンタープライズという業者、そのものに対して反対しているわけではないんです。その選考過程ですね。一つは、3社が応募したということなんですけれども、応募資格は全て3社とも資格を満たしているということでしたので、その選定理由の①というのは全く必要ないというふうに思います。

それで、2番目の最も優れた提案というのを具体的に何かと私は聞きました。一つは提案額ですね、提案の額のことをおっしゃられました。それで、ほかの議員が、ほかの業者はどうだったのかと聞くと、フクシ・エンタープライズは2番目だという答えでした。上からも2番目、下からも2番目ということなんですけれども、特に優れているという理由にはならないと。だったら何かということなんですけれども、それもはっきりしないということですので、その選定の過程、町民に聞かれた場合に私は責任を持って答えることができないという状況なので、反対をいたします。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 今回の議案は、指定管理者の選定に関する議案なので、料金設定等というのは町側の設定問題だと思います。

この候補者の選定をするに当たって、選定委員会で合計得点数が一番高く、第2グループよりもかなり差があつて、選定委員会の全ての委員が第1位に選定したという追加資料も提出されました。それによって公平公正に選定がなされたというふうに理解いたしますので、このフクシ・エンタープライズを指定業者として選定することに同意をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する反対討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町体育施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（鈴木 繁君） 日程第14、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることと決定しました。

指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

議長において指名することに決定いたしました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に町長の福島泰夫氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました福島泰夫氏を栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました福島泰夫氏が栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました福島泰夫氏が議場におられますので、本席から議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

那珂川町の代表として、どうぞよろしく願いいたします。

〔「しっかりやらせていただきます」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 受託されたものと認めます。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第15、請願第1号 町道谷田・高岡線に関する請願についてを議題とします。

本件については、今期定例会において総務産業常任委員会に審査付託をいたしました。委員会での審査が終了しましたので、総務産業常任委員長より審査の報告を求めます。

総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 大金 清君登壇〕

○総務産業常任委員長（大金 清君） 請願第1号 町道谷田・高岡線に関する請願について、総務産業常任委員会の審査結果について報告いたします。

この請願は、11月17日、那珂川町高岡、亀田周平氏外3名が請願人として提出されたも

のであり、紹介議員は、大金市美議員、小川正典議員と福田浩二議員の3名であります。

請願の内容は、町道谷田・高岡線は、町道76号線から国道294号に抜ける道路であり、生活道路及びスクールバスのルートとしても利用されておりますが、狭隘のため、安全確保の観点から早急に拡幅工事を求めるというものであります。

当請願書については、12月1日に委員会を開催し、紹介議員及び所管課長並びに現地調査において請願人から説明や意見等をいただき、慎重に審査いたしました。

審査した結果、この路線は、請願人である行政区長からの要望でもあります。過去においては通行車両が水田に落ちた事案も数件発生しており、安全管理義務の観点から早急に安全対策を講じる必要があるものと認められることから、本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員会からの審査結果の報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は、委員会での審査の経過と結果に対してのみの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 本請願の採択に反対をいたします。

この請願は、先ほど委員長の方から報告がありましたように、国道294号から町道76号に至る、この76号というのは、10メートル道路という国道よりも広い道路となっておりますが、それに至る870メートルの町道の拡幅を要求するというものです。それで、生活道路及びスクールバスのルートとなっていると、それはそのとおりだと思います。

そして、請願の理由には、狭く、車が擦れ違うこともできないというようなことで危険だということが書かれていますが、スクールバスというのは走る時間が決まっています。朝1回、夕方は恐らく2回ぐらいかなというふうに思います。それで走るルートは、76号のほうから入って294号に抜けると。一方的な通行です。ですから、大型トラックとの擦れ違いを

避けるということであれば、その時間帯は、トラックのほうが一方通行にすれば何の問題もないというふうに思います。擦れ違うことがなければ極めて危険ということとはなくなるはず
です。

また、この町道を走る車の恐らく半分以上だと思われるこの運送会社のトラック、それは、吉田地内の工場の荷物を運ぶというふうになっているというか、それもやっているということで、私もその近くです目でしていますが、その運搬がスムーズにいかないのがよくないという意見もありますけれども、吉田地内に運送会社から向かうには、スクールバスと同じ方向ですから擦れ違うということはありません。それで、荷物の運搬に滞りが起こるということもあり得ないと思います。

また、国道294号から向かって300メートルほどのところ、上り坂になっています。その上り坂を上がり切ったところ、そこからちょっと曲がっているんですね、道が。曲がっているんで、その曲がっているのを分からずに直進して、田んぼに車が二、三台突っ込んでしまうということが過去にあったようです。ですが、それは道路拡幅ということとは別の問題であって、この請願の趣旨にも書かれていません。別に対処すべきものだと思います。

それから、この請願を出されている町道の傷みがひどいという点については、大型トラックが毎日毎日、何台も通行する割には極めて良好な状態になっていると。僅か数メートルの一部分ですね、そこが少し傷んでいるということであって、全体を見ると、ほかの町道に比べれば極めて良好な状態だというふうに私は思います。

それで、その請願の中で一番、私が大事にしていきたいなと思っているのは、そこで生活している人たちが困っているのか、道路をもっと広げないと困るのかという、そういうことですけれども、実は、私も近くなのでこの沿線に住む人に話を聞きました。そうしたら、この町道を広げてもらいたいという話は聞いたことがない。

それから、ここの道を広げることについて、請願本人のほかに区長さんが2人、自治会長さんが1人、署名捺印しています。しかし、その区長さんが皆さんを集めて、こういう行動をしますよと、請願しますよと。

それから、自治会の中で……

○議長（鈴木 繁君） 川俣議員に申し上げます。簡潔明瞭に討論をお願いいたします。

○3番（川俣義雅君） 自治会の中でそういう話があったのかということを知ったら、全くないということでした。それは、お酒を飲んだ席などで、ここが広がったらいいなとかそういうのはあったとは思いますが。だけど、自治会長、それから区長として代表して署名捺印をす

るということではなかったと。それで、紹介議員、3名の議員さんがなりましたけれども、話し合い、合意があったのだろうという思い込みで受けたのだと思われませんが、その前提が成立していないのです。

それで、反対する理由の3つ目は、請願人の代表は、町道に面している業者と同じ住所、同じ電話番号の方です。生活道路、通学路と書かれていますが、この町道を通る車のかなりの部分はこの会社関係の車だと思われます。道路拡幅によって一番利益を得られる方です。スクールバスと大型トラックがスムーズに擦れ違ふ、そういう要求が出されていますけれども、そういう道路となれば恐らく数億円かかると思われます。

町は、あくまでも、特定の人々の利益ではなくて町民全体の利便性を考えて予算を執行すべきだと思います。請願をする権利は全ての町民にありますけれども、今回の請願は、以上の理由によって採択すべきではないと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

10番、阿久津武之議員。

○10番（阿久津武之君） 賛成の立場から発言いたしたいと思ひます。

町道谷田・高岡線に関する請願については、委員長報告にもありましたとおり、本請願は行政区長という立場からの請願でもあります。この路線については、現地を調査して危険箇所などの確認をしまひりました。生活道路として重要な路線でもあります。今後、危険箇所を改良するなど安全対策が望まれます。

よって、この請願は採択とすることに賛成であります。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する反対討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 町道谷田・高岡線に関する請願に対する委員長の報告は採択であります。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和3年第6回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時20分